

水環境における放射性物質モニタリングのあり方について

- 1 全国の放射性物質モニタリング調査
- 2 福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング調査
- 3 その他

1 全国の放射性物質モニタリング調査

○ 年間変動調査のあり方について

※ 水環境における放射性物質のモニタリング実施方針(抄)

2. 測定分析

2-1. 全国モニタリング

(3)測定頻度

公共用水域については、ローリング調査地点とし、原則として2年に1回の頻度とする。また、年間変動の有無を確認するため、全国で2地点(東日本・西日本各1地点)について、年4回の頻度で調査を行う。 東日本:群馬県No28、西日本:岡山県No83

令和7年度第2回

- 年間変動の調査をされ、長くデータを取っていて非常に面白いと思うのですが、・・・(中略)・・・長期間測っているので、いろいろな解析もできそうですし、そういった統計量も今後はきちんと見ていった方がいいかと思いますので、またこの場で議論できればと思います。(福島座長)



令和7年度第3回

- 過去全期間のデータを基に変動係数を算出
- 各放射性核種の放射能濃度の季節変動の有無に係る統計的有意性を検証



- この長い調査を終えるのであれば、最後に、ぜひもう少し整理をしておいていただけないかと思います。年4回、人為物質でない自然核種に関してはこの調査がメインではないかと思いますし、もともと始めた経緯としては、春夏秋冬で測ってみるとどのような季節的な変動があるのかなども分かればよいと、あるいは、ばらつきの大きさのようなものをまとめられないかということだったかと思うので、やめるということであれば、もう少し全体を整理し、特徴をはっきりさせておいていただきたいという要望です。(福島座長)
- それでは、基本的にご提案の方向で事務局に考えていただく(福島座長)



令和8年度第1回

- 人工核種について、令和7年度を含む過去全期間の検出状況を整理
- 放射性セシウムの検出されたことのある東日本1地点の水質及び底質について、放射能濃度の季節変動の有無に係る統計的有意性を検証（全期間及び直近5年間）
- 底質の放射性セシウム濃度と粒度分布の関係について解析
- 年間変動調査の終了に伴い、「水環境における放射性物質のモニタリング実施方針」において所要の改正を実施

1 全国の放射性物質モニタリング調査



年間変動調査地点のモニタリング結果の推移: 東日本(河川No.28群馬県) 水質

- Cs-134: 平成27年度以降全て検出限界値未満
- Cs-137: 概ね0.002~0.005Bq/Lの範囲で推移。長期的には減少傾向にあり、検出限界値未満となるときもある

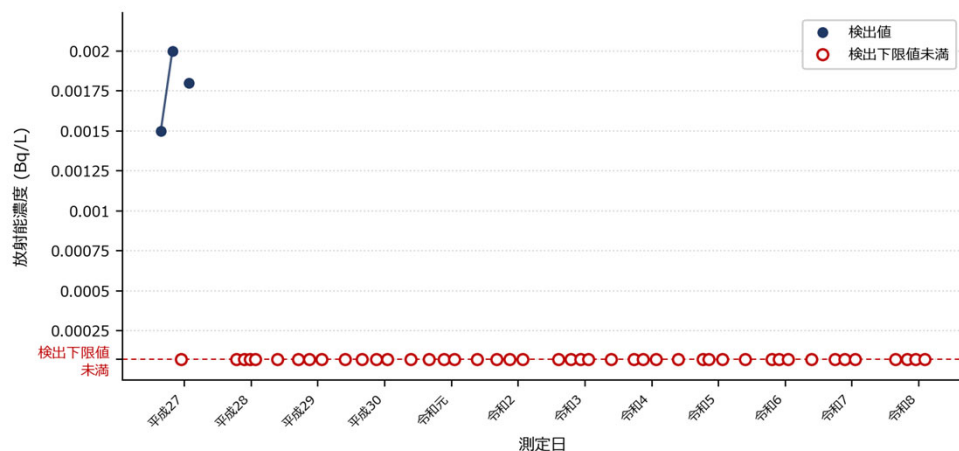


図1 水質 Cs-134 の放射能濃度の経時変化

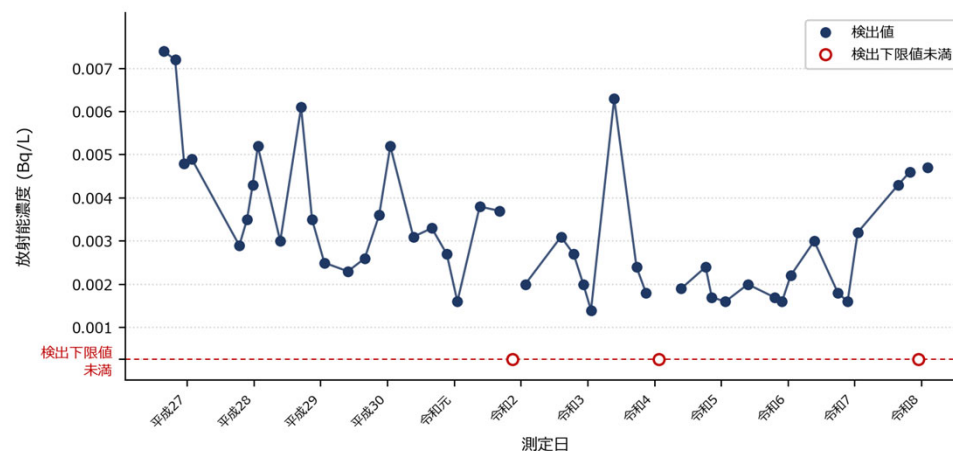


図2 水質 Cs-137 の放射能濃度の経時変化

1 全国の放射性物質モニタリング調査



年間変動調査地点のモニタリング結果の推移: 東日本(河川No.28群馬県) 底質

- Cs-134: 令和元年度から検出限界値未満となることがあり、令和4年度以降全て検出限界値未満
- Cs-137: 近年は概ね20~60Bq/kgの範囲で推移。長期的には減少傾向

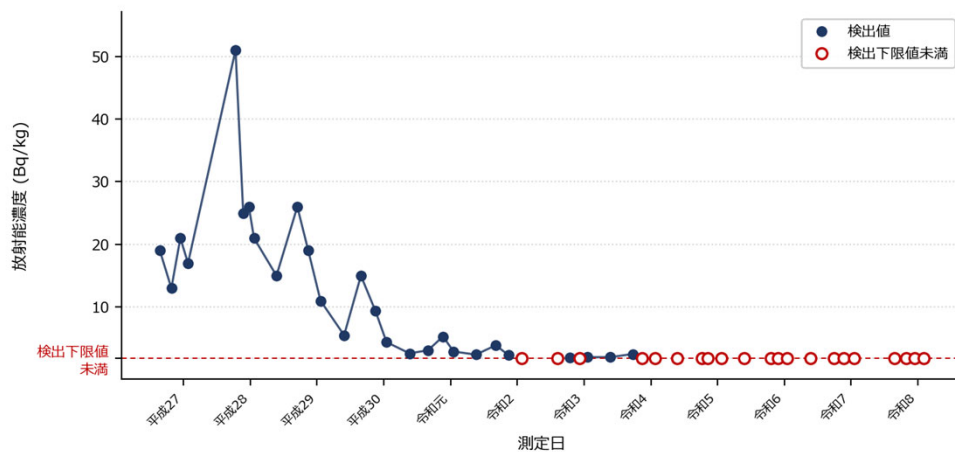


図3 底質 Cs-134 の放射能濃度の経時変化

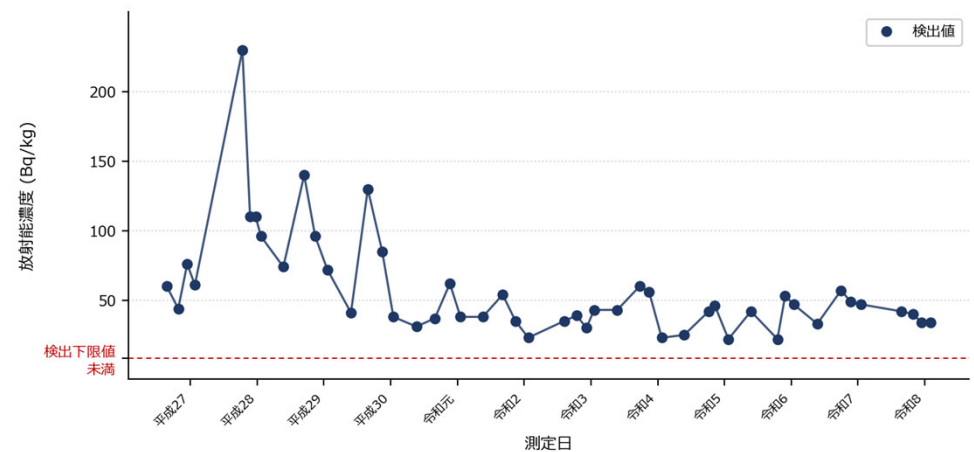


図4 底質 Cs-137 の放射能濃度の経時変化

1 全国の放射性物質モニタリング調査



放射性Csの実効半減期(縦軸:対数目盛):東日本(河川No.28群馬県)水質・底質

- 水質Cs-137: 物理的半減期30.17年に対して実効半減期は約10.5年 ($R^2=0.18$ 、 $p=0.003$: 有意であるが実効半減期の95%信頼区間は約7~20年)
- 底質Cs-137: 実効半減期が約8.4年と水質より短い ($R^2=0.32$ 、 $p<0.001$)
- 底質Cs-134: 物理的半減期2.06年に対して実効半減期は約1.5年と短く、時間経過による壊変に加え、流出・希釈等による環境中への移行が減少に寄与したものと思われる ($R^2=0.80$ 、 $p<0.001$: 濃度の対数の変動の約80%が経過時間で説明)

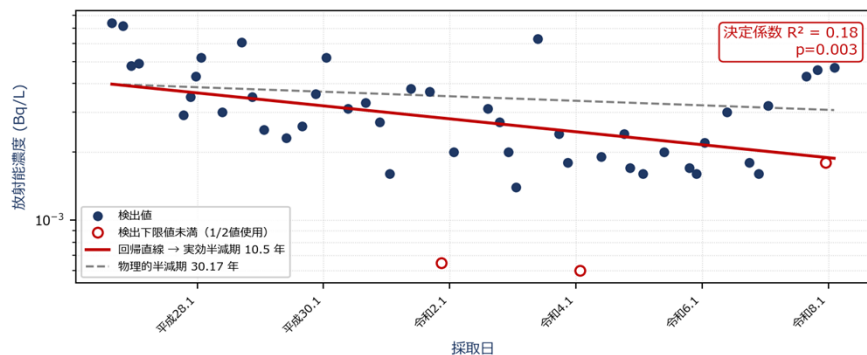


図5 水質 Cs-137の放射能濃度の経時変化(縦軸:対数目盛)

※ 検出下限値未満の測定値は検出下限値の1/2として回帰に使用

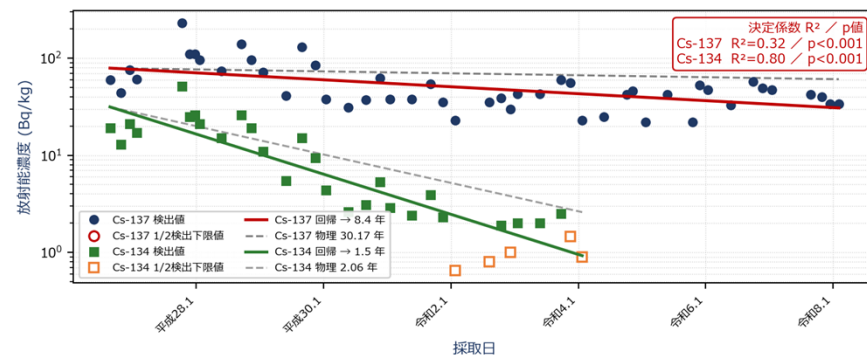


図6 底質 Cs-137・Cs-134の放射能濃度の経時変化(縦軸:対数目盛)

※ 検出下限値未満の測定値は検出下限値の1/2として回帰に使用

※ Cs-134は令和4年度以降が全て検出下限値未満のため、回帰は令和3年度末までに限定

1 全国の放射性物質モニタリング調査



水質及び底質における放射能濃度の季節変動：東日本（河川No.28群馬県）

- 季節別平均。壊変補正（令和7年度基準）に加え、検出下限値未満の結果を検出下限値の1/2として使用

水質 Cs-137 (Bq/L)

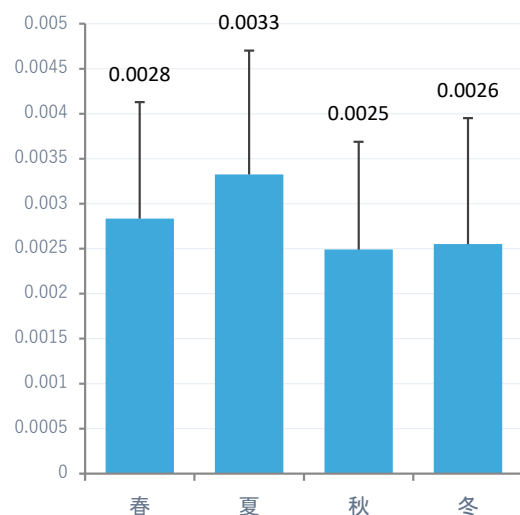


図7 水質Cs-137濃度の季節変動

底質 Cs-137 (Bq/kg)

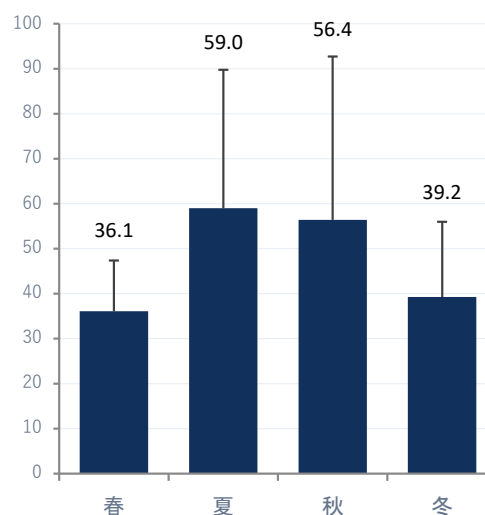


図8 底質Cs-137濃度の季節変動

底質 Cs-134 (Bq/kg)

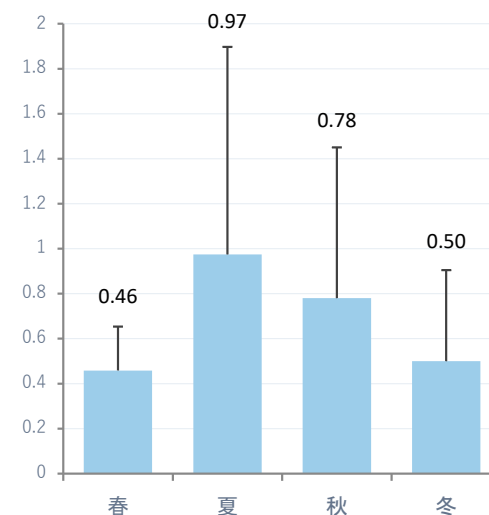


図9 底質Cs-134濃度の季節変動

※直近年度（令和7年度）を基準に、物理的半減期で1年度毎に壊変分を割り戻した
検出下限値未満の測定値は、検出下限値の 1/2 の値として使用。エラーバーは標準偏差

1 全国の放射性物質モニタリング調査



水質及び底質における放射能濃度の季節変動：東日本（河川No.28群馬県）

- 季節と年度を要因とした二元配置分散分析の結果、底質のCs-134及びCs-137において、季節効果が統計的に有意であった（それぞれ $p=0.002$ 、 $p=0.025$ ）（混合モデル（季節を固定効果・年度をランダム効果）においても同様）
- 季節効果が有意であった底質のCs-134及びCs-137において、事後検定（季節間多重比較）をしたところ、ともに特定の季節間で有意差が検出（夏・秋が高く、春・冬が低い傾向）

季節ペア	底質 Cs-137 p 値
春 vs 夏	0.087 †
春 vs 秋	0.214
春 vs 冬	0.886
夏 vs 秋	0.644
夏 vs 冬	0.073 †
秋 vs 冬	0.195

季節ペア	底質 Cs-134 p 値
春 vs 夏	0.038 *
春 vs 秋	0.628
春 vs 冬	0.628
夏 vs 秋	0.090 †
夏 vs 冬	0.001 **
秋 vs 冬	0.090 †

※多重比較はHolm補正により実施。P値：**1% *5% †10%

底質 Cs-137 も夏 vs 冬（ $p = 0.073$ ）・春 vs 夏（ $p = 0.087$ ）が有意

底質 Cs-134 は夏 vs 冬（ $p = 0.001$ ）、春 vs 夏（ $p = 0.038$ ）、夏 vs 秋と秋 vs 冬（ともに $p = 0.090$ ）が有意

1 全国の放射性物質モニタリング調査



水質及び底質における放射能濃度の季節変動：東日本（河川No.28群馬県）

- 季節別の泥分と底質の放射性セシウム濃度を比較したところ、泥分は、放射性セシウム濃度と同様に、夏・秋が高く、春・冬が低い傾向にあった（季節間での統計的有意差は検出されず）
- 泥分と放射性セシウム濃度は、いずれの核種においても強い正の相関（ $r=0.70\sim0.72$ 、 $p<0.001$ ）

泥分 と 底質 Cs-137

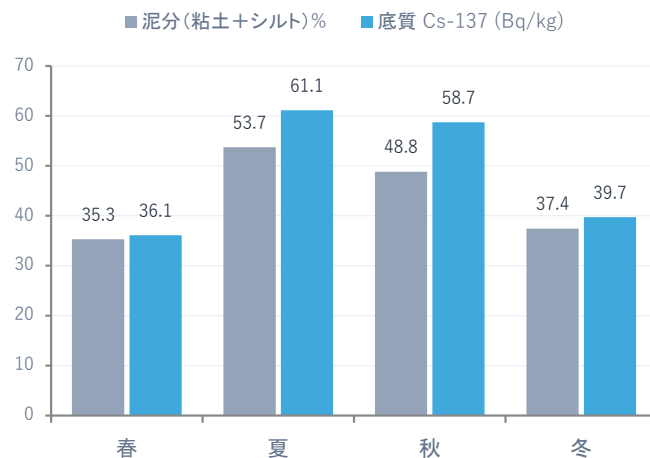


図10 泥分と底質Cs-137濃度の季節変動

泥分 と 底質 Cs-134

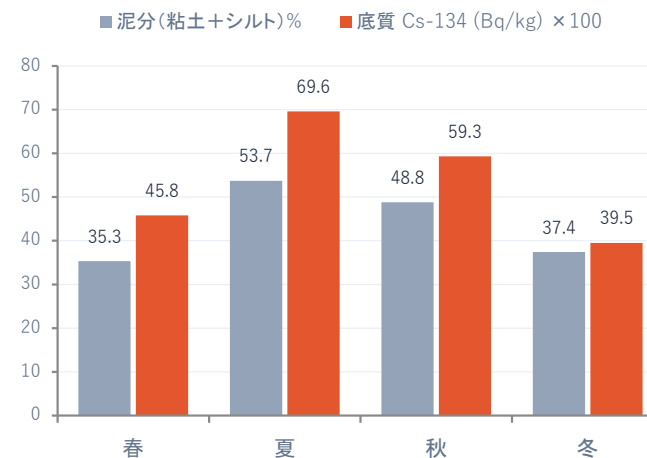


図11 泥分と底質Cs-134濃度の季節変動

※放射性セシウム濃度は、直近年度（令和7年度）を基準に、物理的半減期で1年度毎に壊変分を割り戻した
検出下限値未満の測定値は、検出下限値の 1/2 の値として使用
粒度（粘土分・シルト分）が測定されている試料のみで比較しているため、図8・図9とは値が異なっている

1 全国の放射性物質モニタリング調査



底質における放射性セシウム濃度と粒度分布の関係：東日本（河川No.28群馬県）

- 底質の放射性セシウム濃度が粒度分布の影響を受けるかどうか解析するため、泥分（粘土分＋シルト分）の割合とCs-137濃度の相関関係を調べた。具体的には、粒度分布データのある令和6年度を基準に、それ以前の年度のCs-137濃度は物理的半減期による壊変分を年度ごとに割り戻して補正した上で解析したところ、泥分が多い試料ほどCs-137濃度が高かった（ $r=0.63$ 、 $p<0.001$ ）
- 同一年度のみのデータのみ、粘土分のみ、または、シルト分のみで解析した場合においても、同様の相関関係が見られた。粘土分の割合とシルト分の割合自体が強く相関（ $r=0.84$ 、 $p<0.001$ ）しており、実務上は、両者を合算した泥分の割合を確認することが有用であると考えられる

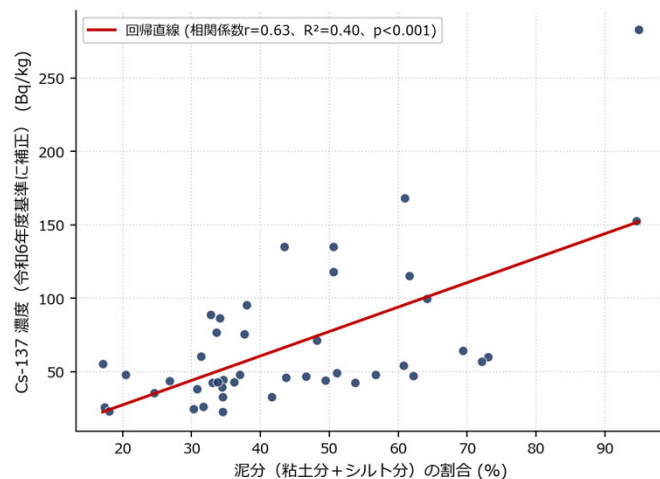


図12 泥分の割合と底質Cs-137濃度の関係

※ 令和6年度を基準とし、それ以前の年度は物理的半減期30.17年による壊変分を割り戻して補正

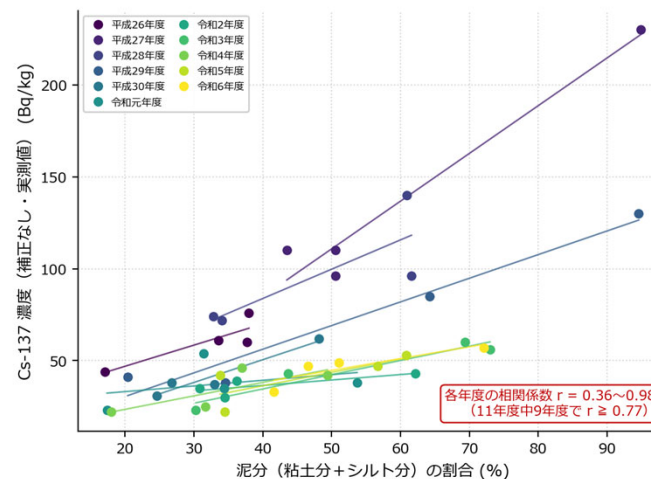


図13 泥分の割合と底質Cs-137濃度の関係（年度別・補正なし）

※ 壊変補正を行わず、同一年度内（各年度4試料）のみで解析。直線は年度ごとの回帰直線

2 福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング調査

令和7年度第3回

(原因究明・機動的調査に係るもの)

- 増えている、それも高い値で増えつつあるということであれば、やはりそれはそれで問題なので、それには別途対応されて、ただ回数を元のままにするというよりも、何かその原因が分かるようなことをしたほうがいいのではないかと(福島座長)
- なぜ増加しているのか、なぜ変動しているのかというようなことを考察できると、より適切な頻度やモニタリング体制の構築につながるのではないかと(林委員)
- もし機動的にデータが取れるようであれば、本当に、回数を減らしても全く問題がないのではないかと(石井委員)
- 実際になぜそれが起こったのか、そのメカニズム解析になると、このモニタリングとは少し趣旨が違ってくるのではないかと(石井委員)
- この事業の範囲で、その理由の部分、変動の理由が分かるのであれば、分かる範囲で検証はしたほうがいい(飯本委員)
- 基本的に、頻度の見直しに係る議論については賛同するけれども、そのような原因が分かるものがあるならば、それを加えた上で対象とすべき、見直しの議論とすべき(飯本委員)

令和7年度第3回

(原因究明・機動的調査に係るもの)(続)

- ただ単に減らすということではなく、何かしらそのような新たな事象が見つかった場合には、増やすことも可能となるようなシステム設計が必要ではないか(飯本委員)
- 年4回なり、年2回なり、頻度を減らすということについてはやぶさかではないけれども、調査をした結果、もっと詳しく見たほうがいいのかというようなケースがあれば、それについては、検討会の先生方の意見を踏まえ、分析頻度を増やすなどということも事務局としては検討すべき(飯本委員)

↓

- 全期間、または直近5カ年の傾向分析の結果で、増加またはばらつきとなる地点については、今回、頻度の見直しに係る対象とはしない方針とさせていただきたい
- 増加あるいはばらつきとなる地点については、もう少し現状の調査を継続した上で、あり方について議論を継続させていただきたいと思っている
- 事務局としては、自治体や事業者の情報、あるいは各委員の先生方の情報を幅広く収集させていただき、それで追加の調査が必要な地点があれば、検討会に諮らせていただき、追加の調査を実施するというシステムを考えていきたい
- 例えば自治体との連絡会議のような場でそのような依頼をするということについても、今後検討させていただきたい

令和7年度第3回

（分析対象のデータの期間に係るもの）

- どの期間であっても「増える」という事象があったことが大事だとすると、最近の5年間だけをピックアップして選ぶということに関しては、私はデータの取り扱い方にやや気になるところがあります。そのあたりの、どこを選ぶかということについてポリシーを明確にされて、その上で、選んでどうするかということを次に考えられると、かなり見通しが良いアプローチができるのではないかという気がするので、ぜひそのようなことをお考えいただければいいと思っています。（徳永委員）

↓

令和8年度第1回

- 直近5年間のみならず、令和7年度を含む過去全期間の結果を基に改めて整理（短期及び中長期の傾向分析）

2 福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング調査



1 地点数及び測定頻度

- (1) 地点数: **602**地点
 (2) 測定頻度: 公共用水域については、
 地点によって**年2～10回**

	地点数	2回/年	4回/年	6回/年	7回/年	10回/年
河川	396	8	227	106	32	23
湖沼	164	4	76	72	0	12
沿岸	42	3	20	0	3	16
	602	15 (2%)	323 (54%)	178 (30%)	35 (6%)	51 (8%)

2 放射性セシウムの濃度分布

- (1) 水質: **年間約4,000試料**を採取し、これまで約**55,000**試料の測定を実施
 Cs-134またはCs-137の検出は、562試料(**全試料のうち1.0%**)
 - Cs-134: 直近の検出は、河川で2013年、湖沼で2019年、沿岸部での検出は無し
 - Cs-137: 直近の検出は、河川で2018年、湖沼で2025年、沿岸部での検出は無し
 - 2018年度以降、食品衛生法に基づく飲料水の基準値10Bq/kgに相当する10Bq/L以上の検出はない
- (2) 底質: **年間約3,000試料**を採取し、これまで約**44,000**試料の濃度測定を実施
 100Bq/kg未満の地点は全体の**7割**程度まで増加
 濃度は経年的な**減少傾向**、**横ばい傾向**がみられる

水環境(河川・湖沼・沿岸)における水質・底質



○ 令和7年度を含む全期間及び直近5年間(令和3年度から令和7年度)の傾向を基に整理

(例)河川・底質の傾向分析の結果(地点数)

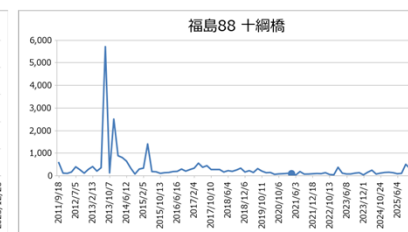
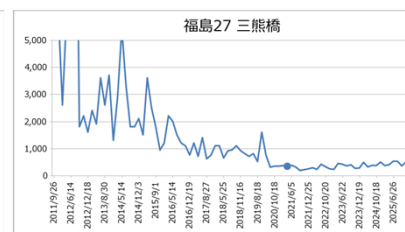
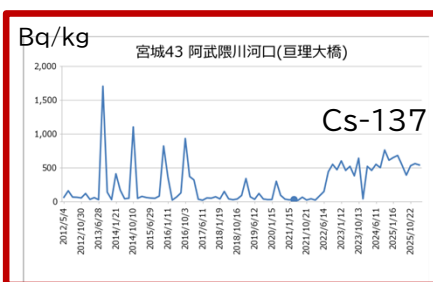
傾向分析	全期間(~R7)	R3-R7
増加	2	5
減少	132	30
ばらつき	6	14
横ばい	0	24
100Bq/kg未満	256	323

(計396地点)

(内訳)

直近5年間(R3-7)の傾向分析の結果が、「増加」となった地点(5地点)

県	No	地点名	全期間(~R7)		R3-R7	
			平均値	傾向分析	平均値	傾向分析
宮城	43	阿武隈川河口(亘理大橋)	256	増加	394	増加
福島	88	摺上川 十綱橋	321	減少	139	増加
福島	27	熊川 三熊橋	1748	減少	363	増加
福島	20	請戸川 室原橋	6001	減少	1611	増加
福島	5	宇多川 百間橋	100	増加	183	増加



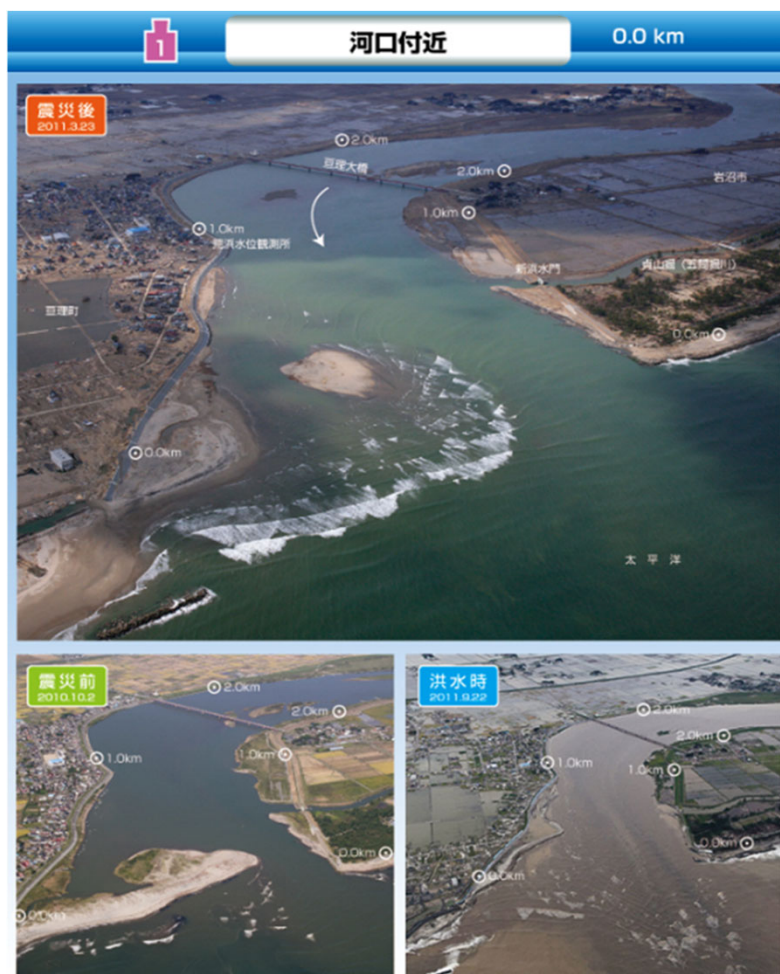
直近5年間で増加傾向の地点における周辺状況の整理例



○ 地点の特徴

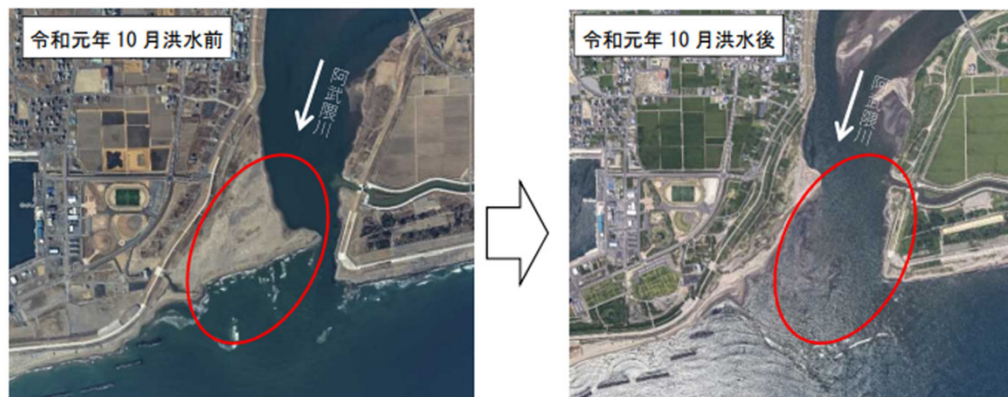
- 河口部が潮汐の影響を受ける感潮河川
- 上流の山地から運搬される土砂が多く、河口部で堆積が進みやすい
- 河口部に長大な砂州が発達
- 東日本大震災に伴う大規模な地盤沈下により、河口周辺は従前より潮位の影響を受けやすい地形に変化

直近5年間で増加傾向の地点における周辺状況の整理例



■ 平常時及び洪水時の状況

河口部に砂州が存在しているが、洪水によりフラッシュされている。



■ 砂州の復元

令和元年 10 月洪水によって阿武隈川の河口砂州はフラッシュされたが、フラッシュ後、徐々に復元している。



出典: 阿武隈川全体図・航空写真(国土交通省)
https://www.thr.mlit.go.jp/sendai/kasen_kaigan/aerialphoto/ab/01.html

出典: 阿武隈川水系河川整備基本方針 阿武隈川水系の流域及び河川の概要(令和4年9月国土交通省水管理・国土保全局)

直近5年間で増加傾向の地点における周辺状況の整理例

【アメダス津島 日雨量】

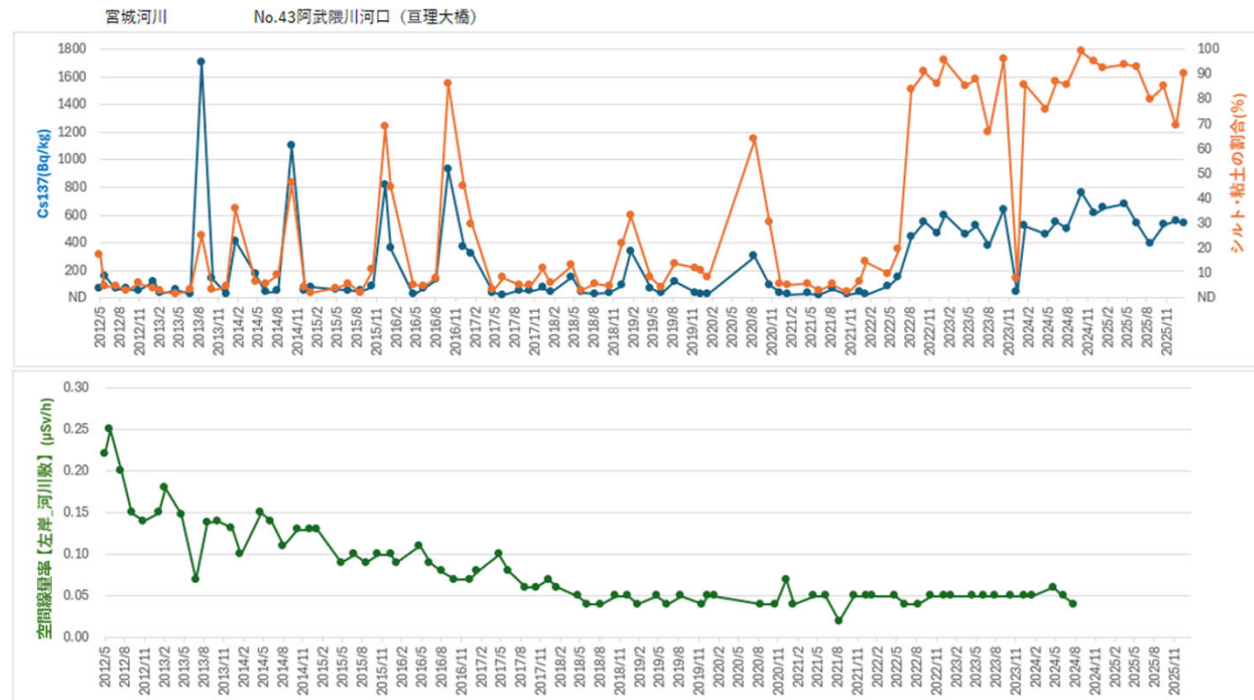
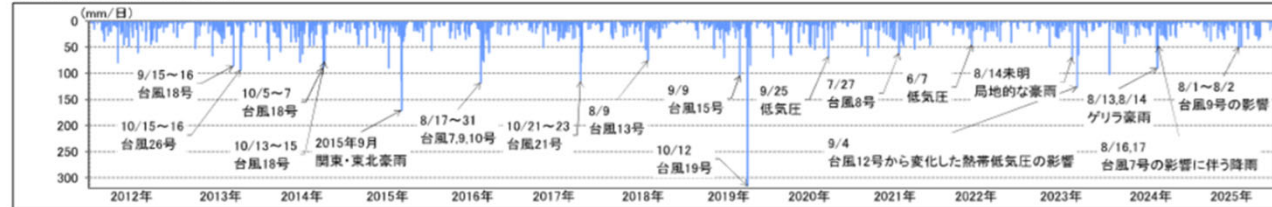


図 河川底質のCs-137濃度と粘土分の割合・河川敷の空間線量率の変動の関係

水環境(河川・湖沼・沿岸)における水質・底質



○ 令和7年度を含む全期間及び直近5年間(令和3年度から令和7年度)の傾向を基に整理

(例)湖沼・底質の傾向分析の結果(地点数)

傾向分析	全期間(~R7)	R3-R7
増加	13	5
減少	102	41
ばらつき	18	28
横ばい	6	48
100Bq/kg未満	25	42

(計164地点)

(内訳)

直近5年間(R3-7)の傾向分析の結果が、「増加」となった地点(5地点)

県	No	地点名	全期間(~R7)		R3-R7	
			平均値	傾向分析	平均値	傾向分析
福島	10	横川ダム貯水池	13082	減少	6747	増加
福島	20	相双(農業用ため池) 平吾入	12206	減少	1811	増加
福島	21	相双(農業用ため池) 目倉沢第2	5272	減少	3894	増加
福島	30	滝川ダム	5481	減少	1604	増加
栃木	4	五十里ダム貯水池 湖心	811	減少	146	増加

Bq/kg

福島10 横川ダム貯水池

Cs-137

福島20 相双(農業用ため池) 平吾入

福島21 相双(農業用ため池) 目倉沢第2

福島30 滝川ダム

栃木4 五十里ダム貯水池 湖心

水環境(河川・湖沼・沿岸)における水質・底質



○ 令和7年度を含む全期間及び直近5年間(令和3年度から令和7年度)の傾向を基に整理

(例)沿岸・底質の傾向分析の結果(地点数)

傾向分析	全期間(~R7)	R3-R7
増加	0	0
減少	10	6
ばらつき	1	0
横ばい	0	2
100Bq/kg未満	31	34

(計42地点)

直近5年間(R3-7)の傾向分析の結果が、「増加」となった地点は
0地点であった。

水環境(河川・湖沼・沿岸)における水質・底質



本日ご意見をいただきたい事項(検出状況等を踏まえて重点的に監視する地点等の選定方針案)

※今回は方針と要件を確認し、各地点での具体的な調査頻度の決定は次回

- ◆ 水環境における放射性物質の分布状況や拡散、沈着、移動・移行の状況を今後、中長期的に把握していくために、これまで及び今後の検出状況等を踏まえて柔軟かつ機動的に調査頻度を決定し、重点的に監視していく地点等を選定
- ◆ 具体的には、主に検出の見られる底質における検出状況を基に各地点の調査頻度を検討
 - ・ 多くの地点で検出限界値未満である水質については、単に調査頻度を減少させるのではなく、試料の採取の実務の面(底質と同じ地点で採水もする)からも、底質の調査頻度に合わせる
 - ・ 低濃度ながらも検出が継続しているなど、水質で特筆すべき個別の状況が認められる場合、それを踏まえて調査頻度を検討
- ◆ 底質の過去全期間または直近5年間の傾向分析の結果が「増加」または「ばらつき」の地点(ア)については、
 - ・ 現在の調査頻度を維持し、重点的に監視するとともに、必要時に追加調査
- ◆ 底質の過去全期間の結果が「100Bq/kg未満」の地点(イ)については、
 - ・ 年1～2回程度の調査頻度とし、異常の有無を継続して監視
- ◆ 上記(ア)(イ)以外の地点(年4回以上調査)のうち、底質の直近5年間の全ての調査結果が「100Bq/kg未満」の地点については、
 - ・ 年4回程度の調査頻度とし、異常の有無や傾向の変化を継続して監視
- ◆ 従来「検出限界値未満」であった地点で検出されるようになる、過去の変動範囲を大きく逸脱する値が検出されるようになる、「100Bq/kg以上の検出」がなかった底質で「100Bq/kg以上の検出」が見られるようになる、「10Bq/L以上の検出」がなかった水質で「10Bq/L以上の検出」が見られるようになるなど、検出状況を踏まえて調査頻度の増加、機動的な追加調査の実施等を検討
- ◆ 適宜関係自治体等のご意見等を踏まえつつ、本評価検討会において次年度以降の調査頻度を決定

3 その他



3 その他

令和7年度第3回

(モニタリング調査の目的に係るもの)

- 予算も含めて、あるいは実際に調査されるお立場の方のご判断も含め、どのような形で行うことができるのか、それをするによって何が得られそうなのかを、もう少し説明していただき、議論してはどうか(福島座長)
- 15年たち、その目的は堅持されるものなのか。そこについても、今の状況にとって最も良いモニタリングのあり方はどうかというところも、時々はそのを見直しておかないと、やっていることが本当に知りたいこととずれてくるということはある得ると思います。そこについても、少し見直すというか洗っていただいて、その上でこうするというのを、ここから数年間進めましょう、というようなご提示を頂くことがあっていいのではないかと(徳永委員)
- 地震が起こって十数年たった今の時期に何を知ることが、モニタリングとして国民に対して重要な情報になるのかというところから、やはり考えていただくことがあっていいのではないかと(徳永委員)
- 実際になぜそれが起こったのか、そのメカニズム解析になると、このモニタリングとは少し趣旨が違ってくるのではないかとこの気も、一方でします。モニタリング以外で、また予算を別に組んでやるべき仕事なのではないかと(石井委員)【再掲】
- この事業の範囲で、その理由の部分、変動の理由が分かるのであれば、分かる範囲で検証はしたほうがいい(飯本委員)【再掲】

1. 目的

本計画は以下に示す項目に資することを目的とする。

- ① 人が居住している地域や場所を中心とした放射線量、放射性物質の分布状況の中長期的な把握
- ② さまざまな被ばく状況に応じた、被ばく線量を低減させるために講じる除染をはじめとする方策の 検討立案・評価
- ③ 将来の被ばくを可能な限り現実的に予測することによる、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断
- ④ 住民の健康管理や健康影響評価等の基礎資料(周辺住民の被ばく(外部被ばく及び内部被ばく)線量含む) の蓄積
- ⑤ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握
- ⑥ ALPS処理水(基本方針で規定しているALPS 処理水のことをいう。)の処分に際しての風評影響の抑制

関係府省、地方公共団体、原子力事業者等は、これらの項目に必要なデータの収集に努めることとする。

モニタリングで得られたデータについては、今後、周辺住民の健康管理等の基礎資料として、長期にわたり、収集、蓄積するための体制を整備することにも留意することとする。

(参考)総合モニタリング計画(モニタリング調整会議決定)(抄)



2. 役割分担

モニタリングの対象等	情報集約・発信（企画立案及び測定結果の分析・評価 の集約・発信等）	モニタリングの実施及び測定結果の分析・評価 又は支援 ※○は実施主体
環境一般(土壌、水、大気等)、 水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)、海域等	原子力規制委員会 (水環境については環境省が情報集約)	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 (関係府省、地方公共団体、原子力事業者が 参加)
		上記以外における対応 ○原子力規制委員会、○環境省、○経済産業省、○国土交通省、○地方公共団体 ○原子力事業者 農林水産省 厚生労働省 防衛省＜航空、海域＞ 復興庁

3. 実施計画

1) 環境一般(土壌、水、大気等)、水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)、海域等のモニタリング計画

○ 水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)のモニタリング

- ・ 福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地及び沿岸の環境基準点等において、**水質、底質及び水生生物**(水生生物については、福島県内を中心に実施)の**放射性物質の濃度の測定を行う**。また、特に、福島県内においては、河川、湖沼・水源地及び沿岸の水質、底質の放射性物質の濃度に加えて、海水浴場及び湖水浴場における海水等に含まれる放射性物質の濃度や空間線量率について、より集中的に測定を行う。〔定期的に実施。ただし、福島県内の海水浴場及び湖水浴場のモニタリングについては、開設時期の前後に実施〕(環境省、福島県)
- ・ 福島県並びに近隣県の**地下水**について、**放射性物質の濃度の測定を行う**。特に、福島県内の地下水については、より集中的に、放射性物質の濃度の測定を実施する。また、特に、福島県内の飲用井戸について、井戸水に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。〔定期的に実施〕(環境省、福島県)

○ 海域モニタリング

- ・ 別紙「**海域モニタリングの進め方**」に沿ってモニタリングを行う。(原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、環境省、福島県、原子力事業者)

別紙「海域モニタリングの進め方」(抜粋)

1 実施内容

試料	海域モニタリングの実施内容 ※1	総合モニタリング計画内の該当する目的
海水	放射性セシウムを中心とする 放射性物質濃度の把握	⑤、⑥
海底土 ※2	放射性セシウムを中心とする 放射性物質の分布状況、経時的な移動の様子 の把握	⑤
海洋生物	放射性物質濃度とその経時変化の把握	②、④、⑤、⑥

※1… Cs-134及びCs-137を分析し、適宜その他の核種についても分析を行う。 ※2… 土質の定性的な性状は必要に応じて把握する。

*⑤ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握

今後ご意見を伺っていききたい点



水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)における放射性物質の分布状況や拡散、沈着、移動・移行の状況を中長期的に把握していくにあたり、今後、環境省においてどのような観点でモニタリング調査を実施していくべきか、ご意見を伺いたい。

○水環境中の放射性物質による汚濁の状況を把握

- ・ 調査結果の評価を通じて汚濁の状況の変化及び異常の有無の把握が可能となる

○水環境中の放射性物質の状況を継続的に把握し、異常の早期把握及び迅速な行政対応が可能な状態を維持

- ・ 継続的に把握することによって、調査結果についての過去の短期及び長期の傾向を踏まえ、自然変動とは異なる異常な変動や高濃度の汚濁等の異常の発生時に当該異常の早期把握及び迅速な行政対応が可能な状態を維持できることが見込まれる

○調査結果及び統計情報等に基づいて放射性物質の濃度の変動等の原因や背景等を考察(P)

(例)底質のCs-137濃度と粒度分布の相関関係の解析、Cs-137濃度の増加地点における周辺状況の整理

※ただし、政府計画における本モニタリング調査の目的は、「放射性物質の分布状況や拡散、沈着、移動・移行の状況」の把握であることに留意